

## 排水設備要覧の改定箇所（R6.4.1）

### 本編

ページ 数	位置	改定箇所
表紙	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定年月日の更新</li> </ul>
P14	1) 枠内 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として雨水流出抑制を実施する。 ⇒原則として技術上の基準に基づく雨水流出抑制を実施する。</li> <li>・民間施設等 ⇒民間事業者等</li> <li>・「なお、民間事業者等が民間施設等において雨水流出抑制を実施する場合についても技術上の基準を準用する。」を追加</li> </ul>
	1) 枠内 ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水量 ⇒雨水流出量</li> </ul>
	1) 枠内 ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透施設 ⇒雨水貯留浸透施設</li> </ul>
P31	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除 ⇒掃除口</li> </ul>
P97	8行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「名古屋市公式ウェブサイト 設計指針 以下のアドレス参照 <a href="https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000017859.html">https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000017859.html</a>」を追加</li> <li>・名古屋市公式ウェブサイト 申請書等ダウンロード内 ⇒名古屋市公式ウェブサイト 技術指針、申請書等ダウンロード内</li> </ul>
P105	5行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(法第12条、法第12条の11、条例第6条の4) ⇒(法第12条、法第12条の11、条例第6条、条例第6条の4)</li> </ul>
P128	2) 枠外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主旨 ⇒趣旨</li> </ul>
P132	表-24	<ul style="list-style-type: none"> <li>六価クロム</li> <li>・特定施設のある事業場 0.5以下 ⇒ 0.2以下</li> <li>・特定施設のない事業場 0.5以下 ⇒ 0.2以下</li> </ul>
	表-24 備考 5.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除害施設基準 ⇒除害施設設置基準</li> <li>・ゆるめる ⇒緩める</li> </ul>

	表-24 備考 6.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふっ素、ほう素、亜鉛については、 ⇒ふっ素、ほう素、亜鉛、六価クロムについては、</li> </ul>
P141	5) 枠外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道計画課計画第三係 ⇒下水道計画課</li> </ul>
P146	別表1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(令和4年4月1日現在) ⇒(令和5年4月1日現在)</li> </ul>
	別表2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(令和4年4月1日現在) ⇒(令和5年4月1日現在)</li> </ul>
P151	1) 枠内 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「または、私道に既に設置されている排水設備を廃止して、これに代えて公共下水道を設置しようとする場合であること。」を追加</li> </ul>
	1) 枠外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑤について 「既に設置されている排水設備」については、当局の補助適用から一定期間経過していない排水設備と、開発行為（都市計画法第32条第1項の同意をえたもの）で設置した排水設備はこの制度の適用外となる。」を追加</li> </ul>
P152	2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申出書の提出 ⇒申請代表者の選任</li> </ul>
	2) 枠内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共下水道設置申出書」を提出する。 ⇒依頼者が、今後の連絡窓口になる申請代表者を選定する。</li> </ul>
	2) 枠外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共下水道設置申出書は、当局管路部設計第二課に提出する。上下水道局で、設置要件に適合しているか判定を行う。なお、地籍等の事前調査も行う。」を削除</li> </ul>
	3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3）公共下水道設置相談の受付と設置要件の判定</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>下水設計課が、布設場所や、整備申出理由等について、申請代表者からの相談を受付けた後、設置要件に適合しているか、現地調査などを踏まえて、判定する。</p> </div> <p>を追加</p>
	4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3）申請代表者の選任および申請 ⇒4）私道内公共下水道設置申込書の提出</li> </ul>
	4) 枠内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「私道内公共下水道設置工事を申請する場合、原則、私道内公共下水道を利用する建物の所有者の中から申請代表者を選任する。」を削除</li> <li>・「設置要件に適合している場合は、申請代表者は、「私道内公共下水道設置申込書」を提出する。また、設置される下水道の利用者や私道所有者の署名を得る等、代表者において取りまとめをする。」 ⇒「設置要件に適合している場合は、「私道内公共下水道設置申込書」に、申請代表者が取りまとめた「設置される下水道の利用者や私道所有</li> </ul>

		者の署名」を添えて、下水設計課へ提出する。」
	4) 枠外	・「原則、利用者の中から、1～2名の代表者を選定すること。」を削除
	5)	・4) 地上権の設定手続きについて ⇒5) 地上権設定契約の締結と登記
P153	5) 枠外	◎地上権設定契約に必要な書類等 ・③資格証明書及び代表者の印鑑証明書 ⇒代表者の印鑑証明書 ・④登記時期までに完全に抹消 ⇒登記時期までに皆さまの費用で完全に抹消
P171-1	1) 枠内	・「本制度による補助金の交付を受けることができる者は、名古屋市内において土地若しくは建築物を所有している者又は所有する見込みのある者（販売目的の場合を除く。）で、次のいずれかに該当する者とする。」 ⇒「本制度による補助金の交付を受けることができる者は、名古屋市上下水道局に対して支払うべき水道料金及び下水道使用料に滞納がなく、名古屋市内において土地若しくは建築物を所有している者又は所有する見込みのある者（雨水タンクについて補助金の交付を受けようとするものにあつては、販売目的の場合を除く。）で、当該土地又は建築物において雨水流出抑制施設の設置工事を行おうとする者（雨水タンクについて補助金の交付を受けようとするものにあつては、次のいずれかに該当する者）とする。」
	1) 枠外	・「特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為により、義務として設置する雨水流出抑制施設は交付の対象としない。」 ⇒「特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第30条に規定する許可を要する場合において、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が、同法第38条第2項の規定による検査において、同法第32条の政令で定める技術的基準に適合していると確認される前に設置された雨水流出抑制施設一式は交付の対象としない。」
P171-2	2) 表	雨水タンク 備考 ・「●市販品」を追加 ・「●蛇口を有するもの」を追加
裏表紙		改定年月の更新